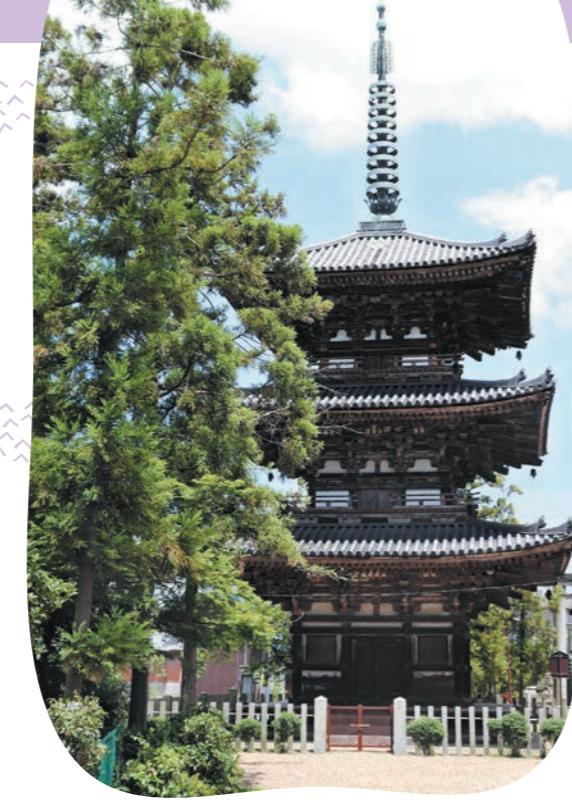




百濟寺三重塔 重要文化財

大字百濟1411番地2

くまごりょうじや
聖徳太子が開いた熊凝精舎を前身とする日本初の官寺「百濟大寺」の伝承地。優美な姿でそびえる三重塔は、鎌倉時代の建立と伝えられる重要な文化財です。本堂は大織冠と呼ばれ、談山神社の本殿を移築したもので兜跋毘沙門天像、十一面觀音立像がまつられています。



十一面觀音立像 重要文化財

高さ31cmの仏像。マユミの一木で頂上の仏面から蓮華座まで彫り出されています。類例のない十一面化仏の配置と緻密な彫刻は、法隆寺の国宝 九面觀音立像に並ぶべき優品です。



弘法大師座像 県指定文化財

後頭部内部の墨書から応安六年(1373)に造立されたことがわかり、弘法大師座像としては県内で2番目に古いものです。

ようらく
与樂寺

大字広瀬797番地

開宗祖師は空海、開基は空海の伯母愛道尼です。境内の南には、弘法大師が掘られたと伝えられる梵字池、修行石が残ります。



教養の豆知識 文化財って?

文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれてきました。そして、今まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録しています。

現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方で、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことで文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。

文化庁HP「文化財」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/>)の内容を引用・編集・加工して作成

十一面觀音立像 県指定文化財

左に難陀竜王像、右に雨宝童子像を侍立する長谷寺式の三尊像で、全てが現存する数少ない遺品のひとつ。



大福寺

大字的場80番地

聖徳太子の建立と伝えられる大福寺は、江戸時代には三十石が下付され、徳川家康から家茂までの朱印状が残っています。



小北稻荷神社

大字中56番地

社伝によれば舒明天皇の時代に創建され、室町時代には、この地域を支配した箸尾氏の崇敬を受け、その保護のもとで社殿が造営されました。



正樂寺

大字古寺345番地

古寺集落の北方にあり、自治区で守られています。



教養の豆知識 文化財の種類、指定・選定・登録

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義しています。これらのうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うとされています。

また、無形文化財、無形民俗文化財では、指定のほかに記録作成等の措置を講ずべきものを文化庁長官が選択し、その記録の作成に努めています。ほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。

国が指定等を行った文化財の件数は時代の変遷や新発見、学術的な調査研究の進展等に応じて、着実に増加しています。それらの文化財については、その種類に応じて、現状変更等に一定の制限が課される一方、修理等に対する国庫補助を行うなど、保存及び活用のために必要な各種の措置が講じられています。

文化庁HP「概要」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/>)の内容を引用・編集・加工して作成